

「中華人民共和国印紙税法」が成立、 一部の業界で税負担軽減へ

2021年6月
第13期

概要

2021年6月10日、第13回全国人民代表大会(以下、「全人代」)第29次会議にて「中華人民共和国印紙税法」(以下、「印紙税法」又は「新法」)が可決されました。新法は、現行の「中華人民共和国印紙税暫定条例」(以下、「暫定条例」)に代わり、2022年7月1日より正式に施行されます。

印紙税法は全体的には現行の税制を維持しつつ、「暫定条例」及び証券取引印紙税、ファイナンス・リース契約印紙税等の税務文書を法制化した内容となっています。また、税率区分が適切に簡素化され、請負契約、建設工事における実地調査・設計契約、運送契約及び知的財産権譲渡契約の適用税率が0.05%から0.03%に引き下げられました。そして、税制優遇措置が強化されるため、企業の税負担が軽減されることが見込まれます。

詳細

「暫定条例」及びその他現行の税務文書と比較し、印紙税法における主な変更点は以下の通りです。

- **証券取引印紙税の法規化:** 中国では1992年より上海証券取引所及び深セン証券取引所において印紙税を統一して徴収しています。数回の変更を経たのち、証券取引印紙税は譲渡者に対して0.1%の税率で徴収が行われていました。このように証券取引印紙税は、中国における印紙税収入の主要な税源となっていました。新法では証券取引印紙税を正式な法律規範に組み入れています。証券取引所で取引される株式及び株式預託証券を対象とした税率への変更はなく、中国証券市場の安定と秩序ある発展の促進を目的としています。
- **一部の契約文書に対する適用税率引き下げ:** 現行の「暫定条例」においては、大部分の課税文書に対して0.05%の税率が適用されています。一方、新法においては、現行の適用税率が0.05%である課税文書の多くについて、その適用税率が0.03%に引き下げられました。これには、請負契約、運送契約、商標専有権・著作権・専利権・専有技術使用権の譲渡契約が含まれます。また、新法では「建設工事における実地調査・設計契約」を「建設工事契約」の区分に統合し、0.03%の税率を適用しています。その他、財税[2018]50号文の営業帳簿に対する税負担減免措置を法規化しました。すなわち、資金帳簿に対する0.025%の税率での印紙税納付と、権利・許可に係る証書1通当たり5元の印紙税免除が法規化されています。

適用税率にもとづく印紙税区分

0.1%	リース契約、貯蔵・保管契約、倉庫契約、財産保険契約、証券取引
0.05%	土地権利譲渡契約、土地権利・建物等建築物及び構築物所有権譲渡契約、持分譲渡契約
0.03%	売買契約、請負契約、建設・据付工事請負契約、物品運送契約、技術契約、商標専用権・著作権・専利権・専有技術使用権譲渡契約
0.025%	営業帳簿
0.005%	金銭消費貸借契約、ファイナンス・リース契約

- **印紙税減免措置:** 印紙税法では、デジタル経済の時代に適合するよう、個人と電子ビジネス経営者間の電子注文書に対する印紙税免除の規定を新たに追加しています。また新法では、住宅施策、企業再編、破産、小規模企業の状況に応じて国務院が印紙税を減免可能である旨が明記されました。現行の優遇政策としては、各省における増値税小規模納税者に対する50%を上限とした印紙税の減免措置等が含まれます。
- **印紙税の課税標準における増値税の取扱い:** 印紙税の課税標準に増値税が含まれるかどうかは、しばしば実務上の争点となっていました。新法では、課税契約、財産権譲渡契約の課税標準には明記された増値税を含まないことが規定されており、納税者が契約書を作成する際、本体価額と対応する増値税額を個別に表記することで、印紙税負担が軽減されることが示されています。
- **金額の明示がない契約に係る印紙税課税標準の明文化:** 金額の明示がない課税文書、財産権移転契約に対しては、印紙税の課税標準は実際の決済金額、市場価格、政府指導価格に従って決定されます。譲渡価格のない証券取引については、名義変更手続を行う際、当該証券の取引日の前日の終値に基づき課税標準を決定します。終値がない場合、証券の額面にもとづいて課税標準を決定します。
- **印紙税の源泉徴収義務者を明文化:** 国外で作成され、国内で使用される課税文書に対しても印紙税を納付する必要があるため、新法では国外の組織又は個人が納税者であることを明文化し、国内に代理人を有する場合、その国内代理人が源泉徴収義務者であることを規定しています。国内に代理人を有しない場合、納税者は自ら印紙税の納税申告を行う必要があります。
- **印紙税の徴収・管理に関する事項を明文化:** 現行の「暫定条例」及びその施行細則では納付期限等が明確になっておらず、印紙税の徴収・管理における見解の相違が生じやすい状況となっていました。新法では、印紙税は四半期、年、又は都度ごとに徴収する旨が規定されており、納税者の状況ごとの納税地も明文化されています。

重要点

印紙税法の登場に伴い、中国の18種ある税目のうち12種で法規化が完了し、中国における租税法原則の確立に向けた前進となりました。国務院の2021年立法活動計画によると、増値税法草案、消費税法草案及び関税法草案の審議案が、年内に全人代の常務委員会審議に提出される予定です。

印紙税法の施行は税収における確定性を高めるものの、一部の取扱いは法律上で未だに不透明となっています。財税[2003]183号は、政府部門の承認を受けた企業の制度変更におけるいくつかの状況に対して印紙税を減免するのみで、その他の更に広範な組織再編にも印紙税減免の適用ができるかどうかは不明瞭となっています。さらに、印紙税においては「限定列举」方式でその課税範囲を規定しているため、長期的には、税務実務において多くの論争が生じる可能性があります。例えば、非貨幣性資産出資、持分又は資産移転において印紙税を納付すべきかどうか、組合員のパートナーシップに対する出資に「営業帳簿」印紙税の納付が必要かどうか、国外で作成され国内で使用される課税文書の具体的な定義、印紙税還付の申請が可能な一定の状況があるかどうか等が考えられます。これらの点に関して、将来的に税務機関による明確化が期待されます。PwC 中国では引き続き新規政策の施行を注視し、適時に私どもの考察を共有いたします。

連絡先

本稿で取り上げたトピックについてのご質問・お問合せは、以下の担当者までご連絡ください。

呉家裕

PwC アジア及び中国税務主管パートナー
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

庄子男

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黄富成

PwC 中国北部税務主管パートナー
+86 (10) 6533 2100
edwin.wong@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義

PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

PwC 税務及び商務コンサルティングサービスチームは中国大陸の 25 都市、香港、マカオ、台湾及びシンガポールにそれぞれ事務所を構えています。チームは約 3,750 名の専門税務顧問及び 200 名以上のパートナーを擁し、クライアントに全面的な税務コンサルティング及び申告サービスを提供しています。PwC の強力な国際ネットワークにより、私どもの中国税務及び商務コンサルティングチームが中国大陸のクライアントが抱える税務及びビジネス上の問題を解決するために技術的に安定し、特定の業界をターゲットにした実用的かつ包括的なソリューションを提供することに力を入れています。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国又は中国大陸は中華人民共和國を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別の状況により大きく異なります。具体的行動を取られる前に、PwC 顧客サービスチーム又はその他税務顧問から具体的状況に対する専門意見をお求めになられるようお願い申し上げます。本稿の内容は発行日現在で有効な法律及び取得可能な資料を基にして 2021 年 6 月 18 日に作成したものです。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国税務/ビジネスプロフェッショナルサービスが PwC 中国の徴税政策サービスとして作成したものです。PwC 中国徴税政策サービスは、経験豊かな税務専門家によってチームが編成されています。中国大陸、香港地区及びシンガポールで現在適用されている税務及び関連ビジネス政策を収集、研究そして分析することに尽力しており、その目的は PwC 税務部専門スタッフ提供のプロフェッショナルサービスをサポートすることであり、関連する税務及びその他政策機関、研究機関、商工業界、専門団体及び PwC に関心をお持ちの方々とノウハウの共有・交流を通じて、私どもが税務専門知識分野でリーダーシップ的地位を維持することにあります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

馬龍
電話番号: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

最新ビジネス問題に関するソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)又は香港のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© [2021][普華永道商務諮詢(上海)有限公司] 無断複製禁止。PwC の許可なく転送することは認められていません。PwC グループは PwC ネットワーク中国メンバー機構を指し、PwC ネットワークを指す場合もあります。各機構はそれぞれ独立しています。詳しくは HP をご覧ください。www.pwc.com/structure。
各グループは独立しており、その他グループの行為又は不行為に責任を負いません。

《中华人民共和国印花税法》立法通过， 部分行业再减负

二零二一年六月
第十三期

摘要

6月10日，十三届全国人大常委会第二十九次会议表决通过了《中华人民共和国印花税法》（以下简称“印花税法”或“新法”）。新法将取代现行《中华人民共和国印花税法暂行条例》，自2022年7月1日起正式施行。

印花税法总体上维持现行税制框架不变，将《暂行条例》及证券交易印花税、融资租赁合同印花税等相关文件规定上升到法律层面。同时，适当简并税目税率，将承揽合同、建设工程合同中的勘察、设计合同、运输合同及知识产权转让书据的适用税率从万分之五降低至万分之三，并完善税收优惠规定，减轻企业税负。

详细内容

与《暂行条例》及其他现行文件规定相比，此次印花税法的几项重大变化包括：

- **证券交易印花税纳入法律：**中国自1992年起统一对沪深两市股票证券交易征收印花税，经多次政策调整，确定证券交易印花税实行单边（仅对出让方）征收，税率为千分之一。历年来，证券交易印花税构成了中国印花税法收入的主要来源。新法将证券交易印花税正式纳入法律规范，具体对象包括在证券交易所交易的股票和以股票为基础的存托凭证，并维持税率不变，意在支持中国证券市场平稳、有序发展。
- **降低部分合同的适用税率：**与原先《暂行条例》中大部分应税凭证适用万分之五税率相比，新法下，大部分原适用万分之五税率的合同均减税至万分之三，包括承揽合同、运输合同、商标专用权、著作权、专利权、专有技术使用权转让书据，并将原“建设工程勘察设计合同”并入“建设工程合同”税目，适用万分之三税率。此外，新法将财税[2018]50号文对营业账簿的减免税规定直接纳入法律，即对资金账簿按万分之二点五税率缴纳印花税，并取消对权利、许可证照每件征收5元印花税法的规定。

按照适用税率划分的印花税税目	
千分之一	租赁合同、保管合同、仓储合同、财产保险合同、证券交易
万分之五	土地使用权出让书据、土地使用权、房屋等建筑物和构筑物所有权转让书据、股权转让书据
万分之三	买卖合同、承揽合同、建设工程合同、运输合同、技术合同、商标专用权、著作权、专利权、专有技术使用权转让书据
万分之二点五	营业账簿
万分之零点五	借款合同、融资租赁合同

- **减免印花税的情形：**一方面，印花税法顺应数字经济时代潮流，新增个人与电子商务经营者订立的电子订单免征印花税法的规定；另一方面，新法明确授予国务院对于居民住房需求保障、企业改制重组、破产、支持小型微型企业发展等情形的减免印花税法权力。现行有效的这一类优惠政策包括各省对增值税小规模纳税人可以在 50% 的税额幅度内减征印花税法等。
- **印花税法计税依据不包含列明的增值税税款：**印花税法计税依据是否包含增值税是实践中的一个常见争议问题，新法明确，应税合同、产权转移书据的计税依据不包括列明的增值税税款，提示纳税人在拟定合同时单独列示不含税金额及相应的增值税税额，以降低印花税法税负。
- **明确未列明金额的合同应采用的印花税法计税依据：**应税合同、产权转移书据未列明金额的，印花税的计税依据应依次按照实际结算金额、市场价格、政府指导价进行确定。证券交易无转让价格的，按照办理过户登记手续时该证券前一个交易日收盘价计算确定计税依据；无收盘价的，按照证券面值计算确定。
- **规定印花税法扣缴义务人：**由于在境外书立、境内使用的应税凭证也应按规定缴纳印花税法，新法明确了纳税人为境外单位或者个人，在境内有代理人的，以其境内代理人为扣缴义务人；在境内没有代理人的，由纳税人自行申报缴纳印花税法。
- **明确印花税法征管相关具体事项：**现行《暂行条例》及其施行细则并未明确纳税期限等问题，容易产生征管争议。新法规定，印花税法按季、按年或者按次计征，并明确了各类情况下的纳税地点。

注意要点

随着印花税法出台，中国 18 个税种中已有 12 个税种完成立法，中国税法法定原则确立更进一步。根据国务院 2021 年度立法工作计划，增值税法草案、消费税法草案及关税法草案拟议于年内提请全国人大常委会审议。

印花税法的施行将进一步提升税收确定性，但部分细节条款尚未在法条中明确。财税[2003]183 号文件仅对经政府部门批准的企业改制的几个特定情形给予印花税法减免，而其他更广泛类型的重组业务是否也将有机会适用印花税法减免暂未可知。此外，由于印花税法采用“正列举”形式明确其应税范围，长期以来，税务实践中不可避免会出现诸多争议问题，例如：以非货币性资产出资、股权或资产划转是否应缴纳印花税法；合伙人对合伙企业的出资是否需要缴纳“营业账簿”印花税法；在境外书立、境内使用的应税凭证的具体“使用”情形；以及是否存在特定情形可申请印花税法退税等。期待未来税务机关可予以明确。普华永道团队也将持续关注后续政策出台，并及时分享观察。

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

吴家裕
普华永道亚太及中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

庄子男
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黄富成
普华永道中国北部税务主管合伙人
+86 (10) 6533 2100
edwin.wong@cn.pwc.com

任颖麟
普华永道中国中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

普华永道税务及商务咨询团队在中国内地 25 个城市、香港、澳门、台湾及新加坡均设有办公室。团队拥有接近 3,750 位专业税务顾问及超过 200 多位合伙人，为客户提供全面的税务咨询及申报服务。结合普华永道强大的国际网络，我们的中国税务及商务咨询团队致力于为本地客户在他们的税务及商务问题上提供技术稳健、具有行业针对性、实用及全面的解决方案。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2021年6月18日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2021 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。